

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の名称】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の代表者の役職氏名】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の本店の所在の場所】

【担当 J-Adviser 及び担当 F-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026年3月30日

株式会社ライフクリエイト
(Life create Co.,Ltd)

代表取締役社長 有富 修

福岡県北九州市小倉北区魚町三丁目1番10号

(093)383-8460 (代表)

管理部長 岩佐 栄俊

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町4番2号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2321

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社ライフクリエイト

<https://lifecreate-kc.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

証券会員制法人福岡証券取引所

<https://www.fse.or.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり 2 又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market においては、J-Adviser 及び F-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser 及び F-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser 及び F-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられる Fukuoka PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が 欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月		第18期 2023年12月	第19期 2024年12月	第20期 2025年12月
売上高	(千円)	1,987,083	2,026,271	2,409,489
経常利益	(千円)	89,580	34,428	93,849
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	62,210	45,307	62,511
包括利益	(千円)	62,210	45,307	62,511
純資産額	(千円)	143,243	188,551	251,062
総資産額	(千円)	1,169,389	1,602,852	1,902,996
1株当たり純資産額	(円)	358.11	471.38	627.66
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益	(円)	155.53	113.27	156.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	12.2	11.8	13.2
自己資本利益率	(%)	55.5	27.3	28.4
株価収益率	(倍)	-	11.0	-
配当性向	(%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	202,341	7,472	50,137
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	57,103	26,284	136,834
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	350,886	334,742	215,588
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	281,402	634,956	663,572
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	43 (35)	50 (38)	63 (51)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株価収益率については、第18期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第20期は、売買実績がなく株価を把握できないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
5. 2024年3月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事項
2006年 2月	リサイクルショップの経営を目的として有限会社ライフクリエイトを福岡県北九州市小倉南区に設立（リユース事業の開始）
2009年 1月	株式会社ライフクリエイトへ組織変更
2009年 4月	福岡県北九州市小倉南区においてエコプラス小倉南店オープン
2012年 1月	便利屋事業を目的として株式会社ハンズクラフト（子会社）設立（ライフサポート事業の開始）
2012年 3月	福岡県北九州市戸畑区においてハンズクラフト戸畑本店をオープン
2015年 9月	山口県下関市においてハンズクラフト下関店をオープンし山口県へ進出
2015年11月	株式会社ライフクリエイトにて不動産事業を開始
2019年 5月	沖縄県宜野湾市においてハンズクラフト宜野湾店をオープンし沖縄県へ進出
2021年 9月	広島県広島市安佐北区においてハンズクラフト安佐北店をオープンし広島県へ進出
2023年 4月	株式会社ハンズクラフトから株式会社ハンズライフサポートへ商号変更
2024年 7月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 上場
2024年11月	熊本県熊本市南区においてハンズクラフト熊本けやき通り店をオープンし熊本県へ進出
2024年12月	佐賀県佐賀市においてハンズクラフト佐賀駅前店をオープンし佐賀県へ進出
2024年12月	福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market 上場
2025年 8月	宮崎県宮崎市においてハンズクラフト宮崎新名爪店をオープンし宮崎県へ進出

3【事業の内容】

当社グループは当社、連結子会社1社（株式会社ハンズライフサポート）により構成されています。

当社は企業理念の中に「素直」「感謝」「成長」という3信条を掲げており、経営を通じて縁ある全ての人を幸せにすることを企業理念としています。企業ビジョンとして2点あり、「和を紡ぐ」というコンセプトからスタッフ同士の繋がりを大切に、和を以って仕事に取組み和を以って助け合うことを通じて問題を解決し、人間性を高め顧客第一主義を掲げ社会に貢献します。もう1つが「日本一の御用聞き会社になる」をコンセプトとして便利業・リユース業を統合した、高品質なサービスを通じて世の中の全ての「困った」を解決し、環境と地域に貢献することで社会に必要とされるプロの御用聞き会社になることを掲げております。

当社グループの展開している事業を構成する事業領域別に具体的に説明をすると「リユース事業」「ライフサポート事業」「不動産事業」の3つに分類されます。

セグメント区分	主な売上項目
リユース事業	中古工具・家電 ブランド品・貴金属・雑貨
ライフサポート事業	遺品整理・生前整理・引っ越し作業等
不動産事業	賃貸料収入・不動産売買・仲介

(1) リユース事業

当社のリユース事業は、リユース業を営んでおり電動工具・家電等の買取販売店を中心とした「ハンズクラフト」、ブランド・貴金属買取販売店「エコプラス」で構成されております。それぞれの店舗の営業エリアは福岡県北九州市を中心として、沖縄県、山口県、広島県にも展開しております。

ハンズクラフト

店舗規模に応じて取り扱う商材が異なっており、ハンズクラフト小倉南店では電動工具のみならず、大型の家電・家具・雑貨などを取り扱っており総合リユース店舗として展開しているお店や、ハンズクラフト下関店のように電動工具だけではなく農業器具、トラクターなどを扱う店舗があるなど地域ニーズに対応する店舗展開をしております。また、一般顧客以外からの仕入れもあり廃業に伴う工具の買取等や市場からの仕入れなども行っております。

自社内で修理部があり、工具の修理はもちろんのことパソコンの修理など部品を仕入れ、壊れたものを修理し、再度世の中に送り出す事業も行っております。

工具のレンタルをしている店舗もあり、現場作業員の方が工具を忘れてしまったので一時的に借りたいといった要望に応える営業もしております。

現在の店舗は次の通りです。

2025年12月31日現在

店舗名	店舗面積 (m ²)	出店地域	出店年月
ハンズクラフト戸畑本店	247.89	福岡県	2012年3月
ハンズクラフト小倉南店	1361.22	福岡県	2013年7月
ハンズクラフト八幡西店	752.87	福岡県	2014年9月
ハンズクラフト下関店	264.00	山口県	2015年9月
ハンズクラフト博多店	217.00	福岡県	2016年9月
ハンズクラフト宜野湾店	614.13	沖縄県	2019年5月
ハンズクラフト福岡インター店	310.31	福岡県	2020年9月
ハンズクラフトうるま店	756.45	沖縄県	2021年1月
ハンズクラフト安佐北店	182.88	広島県	2021年9月
ハンズクラフト小倉北店	30.74	福岡県	2023年5月
ハンズクラフト久留米上津BP店	161.12	福岡県	2024年8月
ハンズクラフト熊本けやき通り店	160.52	熊本県	2024年11月
ハンズクラフト佐賀駅前店	461.04	佐賀県	2024年12月
ハンズクラフト沖縄豊見城店	192.72	沖縄県	2025年6月
ハンズクラフト宮崎新名爪店	684.14	宮崎県	2025年8月

ハンズクラフト飯塚店	237.50	福岡県	2025年11月
------------	--------	-----	----------

エコプラス

ブランド・貴金属の買取販売店のエコプラス小倉南店においては工具・家電の取扱いもあり店舗の商材では約7割がブランド・貴金属であり約3割が工具・家電となります。エコプラス小倉本店は高級志向のブランド・貴金属のみを取り扱う店舗として展開しております。ブランド・貴金属の取扱い店舗でも多少コンセプトを変えながら営業しております。

また、リユース業の一環で買取も行っております。

質屋営業のコンセプトはリユースショップには高級品は持ってこないというイメージがありますが、質屋営業をすることで質草となる高級な商材を査定できることをアピールすることまた、来店していただいた際に高級ブランド・貴金属が商材として展示されていることを実際に確認していただけることから広告宣伝の効果にもつながります。

現在の店舗は次の通りです。

2025年12月31日現在

店舗名	店舗面積 (㎡)	出店地域	出店年月
エコプラス小倉南店	258.01	福岡県	2009年4月
エコプラス小倉本店	519.00	福岡県	2023年3月

商品仕入れ

商品仕入については、通常お客様が店舗に来店していただき、持ち込んでいただいた商品を査定して金額を提示、その後成立した段階で買取という流れですが、当社では遠距離のお客様に対応するため宅配買取というシステムを導入しております。

宅配買取とは、ホームページ (<https://lifecreate-kc.com/company/>) でお客様からご連絡をいただき商品を店舗まで郵送する梱包セットをお客様へお渡しし、お客様が査定品を店舗に送り返して査定し、金額を提示するシステムです。

査定の精度はもちろん、成約後のお支払いについてもお客様から対応が早く助かるなどの口コミをいただいております。対面とは違い担当者の顔が見えない接客となりますが、お客様を不安にすることが無いように心がけて対応をしております。

この宅配買取は全国のお客様が対象となり得る営業方法です。実績として、関東や関西、九州はもとより愛知県、滋賀県、福島県など全国から宅配買取の依頼があります。

他にも出張買取やLINE査定など、店舗に来店いただかなくても不用品の査定が気軽にできるシステム構築をしております。

当社はJRO（日本リユース機構）に加盟しており、加盟するためには日本リユース機構理事会の承認が必要であります。JROに加盟していることにより大手家電量販店からの買取や無料引き取り、全国展開しているビジネスホテルの家具・家電の入替に際して優先的に引き取りができること、また取扱い商品の多様化に伴い、関係する法令等も多岐にわたり、個別にリサーチすることは大変な作業となりますが、JROに加盟することで正確かつ迅速にリユース・リサイクルに関する情報を入手し経営判断に役立てることが出来ます。JRO加盟企業同士とのつながりにより情報交換ができることなどもあります。



エコプラス小倉本店



ハンズクラフト博多店



エコプラス小倉南店



ハンズクラフト福岡インター店

(2) ライフサポート事業

遺品整理・生前整理などの片づけを行う事業であります。不用品の回収、引越やハウスクリーニング・メンテナンス、害虫駆除など多様なサービスを行う事業として展開しております。

多様なサービスを展開し、顧客満足度を向上させるよう努めていますが、引き受ける依頼内容によっては、外部委託業者へ委託する場合がございます。

遺品整理士の資格を有する従業員が1名在籍しており、遺品整理・生前整理においては専任してサービスを提供しております。

片づけを行う事業においては不用品が必ず発生いたします。通常であれば処分となるものも、当社では買取部門が査定をして少しでも値段が付くものについては積極的に買取を実施しております。

また、訪問した際に不要になったものが無い、処分に困っている物がないかを確認しながらお客様のニーズを引き出してまいります。

ライフサポート事業では片づけにより回収した不用品を海外へ輸出する事業も行っております。その結果、どうしても値段が付かず、日本国内では回収代金と処分代金をいただいて処分場にて処分していた物品が、一部回収代金のみでもお引き取りすることが可能となりました。古くて大きな家具なども海外へ輸出することでお客様の金銭的負担を軽減することに繋がっております。海外で物を必要としている人々に届けたいという想いから、海外輸出事業を展開しております。

「もったいない」を追求した結果、今の事業展開になっております

(3) 不動産事業

不動産事業といたしましては、福岡県北九州市小倉北区および小倉南区にある自社所有物件のテナント収入および居住用物件(6件)の家賃収入であります。

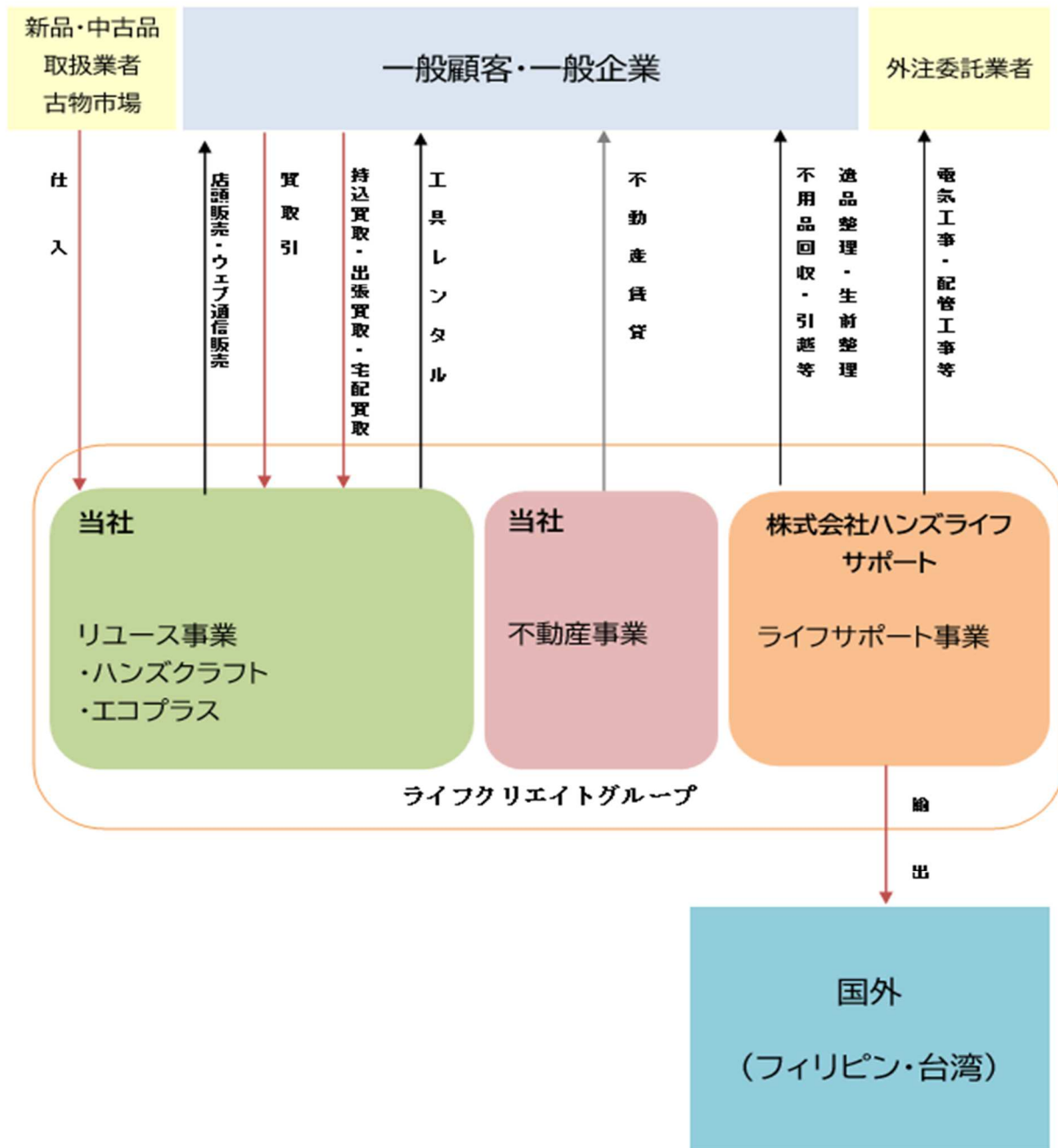
これまでは不動産賃貸収入のみでの事業でしたが、宅地建物取引業の免許を2023年12月に取得し、宅地建物取引士の資格を有する者と提携することができております。

このことにより今後は、不動産事業においては賃貸収入のみならず、不動産売買や処分、不動産を売却するか賃貸にするかという相談にも対応することができるようになりました。

また、ライフサポート事業と共同で活動することで遺品整理・生前整理事業において片づけが終わった後、残された土地・建物をどうすればよいのかというお客様のニーズにも不動産事業において対応することができるようになりました。

日本一の御用聞き会社を目指して、ワンストップでお客様のニーズにお応えするために不動産事業は展開しております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ハンズライフサポート	福岡県 北九州市 小倉北区	10,000	ライフサポート 事業	100.0	役員の兼任2名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 特定子会社であります。
 3. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメント名称	従業員数(人)
リユース事業	48(45)
ライフサポート事業	3(1)
不動産事業	
全社(共通)	12(5)
合計	63(51)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、1年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
60(50)	38.7	4.7	3,901

セグメント名称	従業員数(人)
リユース事業	48(45)
不動産事業	
全社(共通)	12(5)
合計	60(50)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、1年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。
 3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、不安定な為替相場の変動や原材料・エネルギー価格の高騰、物価上昇の継続による消費マインドの低下などから、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

リユース業界においては、社会的なサステナビリティ意識の浸透や、物価高騰を背景としたリユース需要の顕在化、節約志向及び賢い消費を背景に市場全体が拡大しております。

このような外部環境に対応するために、当社はさまざまな取組みを進めてまいりました。商品政策におきましては、地域における知名度向上に努め、全体の商品調達力を高める取組みを実施しています。特に買取の見直しに注力し、商品ラインナップの充実による収益性アップを目指します。店舗政策においては、お客様が再来店しなくなる売場づくりを目指し、安心感を大切にした上に見やすい・探しやすい・手に取りやすい売場を推進しております。また、出店についてはリユース事業であるハンズクラフトを沖縄県豊見城市・宮崎県宮崎市・福岡県飯塚市に3店舗新規出店し九州全域にバランスよく出店が進んでいます。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,409,489千円(前期比18.9%増)、営業利益は103,764千円(前期比699.1%増)、経常利益は93,849千円(前期比172.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は62,511千円(前期比38.0%増)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

<リユース事業>

リユース事業におきましては、福岡県北九州市を中心に、福岡県・沖縄県・広島県・山口県・熊本県・佐賀県・宮崎県に電動工具・家電等の買取販売のリユース店「ハンズクラフト」、ブランド・貴金属買取販売のリユース店「エコプラス」を出店しています。宅配買取、出張買取やLINE査定など、店舗に来店いただかなくても不用品の査定が気軽にできるスキームを構築させ、買取部門の強化をしています。当連結会計年度は宮崎県宮崎市、沖縄県豊見城市、福岡県飯塚市に「ハンズクラフト」を3店舗出店いたしました。

これらの結果、リユース事業の売上高は2,337,430千円(前期比18.8%増)、セグメント利益は383,257千円(前期比40.4%増)となりました。

<ライフサポート事業>

ライフサポート事業におきましては、グループ会社である株式会社ハンズライフサポートで、中核事業である遺品整理・生前整理ほかに、不用品の回収、引越やハウスクリーニング・メンテナンス、害虫駆除など多様なサービスを行う事業として展開しております。遺品整理士の資格を有する従業員が在籍しており、遺品整理・生前整理においては専任してサービスを提供し、専門性を高めつつ、効率化を図っています。国内において不用品に取り扱われる什器や家具、食器、ぬいぐるみなどを海外などに輸出することで、収益性のみならず、環境に配慮したビジネスを展開します。

これらの結果、ライフサポート事業の売上高は59,793千円(前期比27.9%増)、セグメント利益は9,783千円(前期比18.7%増)となりました。

<不動産事業>

不動産事業といたしましては、福岡県北九州市を中心に採算性を考慮した家賃収入を獲得していました。さらなる不動産事業の成長を見込み、2023年12月に全国宅地建物取引協会連合会に加入し、テナント収入および居住用物件の獲得を目指しています。最後に、不動産事業につきましては、ライフサポート事業と連携し、ワンストップによる相続サービスを提供することで顧客満足度の向上を図ります。不動産事業においては、グループ会社全体として営業活動を行い、収益性の確保に努めます。

これらの結果、不動産事業の売上高は12,265千円(前期比2.3%減)、セグメント利益は7,842千円(前期比5.9%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて 28,615 千円増加し、663,572 千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は 50,137 千円（前連結会計年度は 7,472 千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上 89,840 千円に加え、減価償却費の計上 27,139 千円により資金が増加した一方、売上債権の増加額 20,473 千円、棚卸資産の増加額 116,527 千円等により資金が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は 136,834 千円（前連結会計年度は 26,284 千円の獲得）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出 108,087 千円に加え、保険積立金の積立による支出 14,781 千円等により資金が減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は 215,588 千円（前連結会計年度は 334,742 千円の獲得）となりました。これは主に、短期借入れによる収入 150,000 千円に加え長期借入れによる収入 300,000 千円により資金が増加した一方、長期借入金の返済による支出 204,412 千円に加え、社債償還による支出 30,000 千円により資金が減少したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
リユース事業	1,503,710	114.7
合計	1,503,710	114.7

（注）ライフサポート事業及び不動産事業については、仕入実績がないため、記載を省略しております。

(3) 受注実績

当社グループは、受注活動を行っていないため該当事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
リユース事業	2,337,430	118.8
ライフサポート事業	59,793	127.9
不動産事業	12,265	97.7
合計	2,409,489	118.9

(注1) 事業部門間の内部取引については相殺消去しております。

(注2) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については総販売実績の10%以上の相手がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

人材の確保

昨今の深刻な人手不足の影響は当社においても懸念すべき課題となっております。優秀な人材の確保は重要かつ最優先課題です。新卒採用及び中途採用を積極的に進め、当社の理念に沿った人材の獲得を理念採用に基づいて行っていくと同時に、人材育成にも注力して参ります。

収益基盤の強化

リユース事業が当社収益の柱となっておりますが、特に工具・家電等の買取販売事業であるハンズクラフトは利益率が高く今後も九州を中心に積極的に出店をして安定した収益基盤として参ります。また、不動産事業に関しましては今後、ライフサポート事業と連携して遺品整理・生前整理のアフターサービスとして不動産の売買相談などの対応を見込んでおり、安定した収益基盤の柱の一つとして今後育てて参ります。

ガバナンス体制の強化

当社は、古物の買取、質取引、不動産事業などそれぞれの分野で関係諸法令の遵守が求められます。これは、我が国で企業活動を行っていく上で、企業としての社会的責任であると考えております。そのため社外監査役に弁護士を招聘し、定時取締役会・役員ミーティングを毎月開催することによりガバナンス体制の強化を図り、社内の管理体制を整え、役員・社員のコンプライアンス意識を高めて参ります。そのことが、お客様に対して安心安全な商品とサービスの提供及びステークホルダーの方々への貢献につながると考えております。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 買取仕入について

イ) 中古品の安定確保について

当社グループでは、中古品の買取仕入は売上を安定的に計上するために必要不可欠な要素であります。

一般顧客からの店頭における買取、インターネット上の告知による宅配買取、訪問による出張買取などにより買取仕入の安定的な商品確保に努めております。しかしながら、今後の景気動向や競合する買取業者の増加、フリマアプリの急成長、顧客心理の変化、貴金属等一部の商品については貴金属・地金相場の変動等により、安定的な商

品確保に支障をきたした場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、中古品は新品に比較して売上総利益率が高くなる傾向があり、当社利益の源泉となっておりますが、積極的な事業展開に伴い、中古品の不足分を新品仕入により補うことも考えられ、この場合、当社の売上総利益率は低下する可能性があります。

ロ) コピー商品の買取りリスクについて

中古品の流通量増加に伴い「コピー商品」に関するトラブルは社会的に重要な問題となってきております。これらトラブルを事前に回避し、顧客の利益保護をいかに実現していくかが中古品小売業界全般の共通課題であると認識しております。

当社グループにおいては、日頃から各鑑定士の真贋チェック能力を養い、高度な専門知識と豊富な経験を持った鑑定士を育成すること及び、一部商品の鑑定には商材の写真を撮影し、真贋判定ができる AI を導入することにより不良品及びコピー商品の買取り防止に努めております。また、お客様に安心感をもって商品をお買い求めいただくために、中古品を商品化する流れの中で再度入念な真贋チェックを行っており、誤って仕入れたコピー商品については、すべて返品もしくは社員研修用の教材として保管することでコピー商品の店頭への陳列防止に努めております。

今後も、お客様からの信頼を維持していくため、当社グループはコピー商品の排除を徹底してまいります。しかしながら、中古ブランド商品を取り扱う当社グループの事業は、常にコピー商品に関するトラブル発生のリスクを含んでおり、これらコピー商品に関する大きなトラブルが発生した場合、当社グループの取扱商品に対する信頼性が低下することにより、当社グループ業績は影響を受ける可能性があります。

ハ) 盗品買取りリスクについて

当社グループにおいては古物営業法及び民法遵守の観点から古物台帳や買取り伝票から顧客の個人情報を POS データに登録することにより、盗品買取りが発覚した場合は、古物営業法及び民法の基準により、被害者へ適切に対応できる体制を整えております。コピー品、盗品の買取りリスクに対しては、真贋判定の教育を受けた鑑定士による鑑定及び警察関係者との情報共有などを緊密に行うことで、リスクを低減させる対応を取っております。

ニ) 質草の取扱いについて

質取引は、質屋営業法に基づき、顧客（質置主）から物品を質草として預かり、流質期限まで当該質物で担保される債権の弁済を受けない時は、当該質草をもってその弁済に充てる旨の約款を附して顧客に金銭を貸付けるものです。また、質契約の期限が経過したもの及び経過しようとするものに対して、利入れすることにより期限延長することが出来ます。顧客は流質期限前に、いつでも元金を返済して、その質草を受け戻すことができます。そのため、顧客に返却する質草については、劣化や盗難による紛失等に備えるため、法的に定められた保管場所である質蔵にて厳重に保管しており、劣化や盗難による紛失等による影響は限定的であると認識しておりますが、保管中の質草の劣化や盗難による紛失等があった場合には当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保及び育成に関するリスク

中古品の仕入金額については、金やプラチナ等の相場がある場合を除き、あらかじめ流通価格が決まっているものではありません。また、ブランド人気の定着や近年における中古品流通量の増大により当社グループの中古品仕入においては、商品の真贋チェックを行い、適正な買取り価格を提示できる人材の存在が欠かせません。従って、高度な専門知識と豊富な経験を持ち合わせた優秀な人材の確保は当社グループの重要な経営課題であると認識しております。そのため、当社グループでは、幅広い理念採用を行いつつ人材の育成に取り組んでおりますが、その採用と育成が新規出店の速度に対応できない場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 店舗展開について

当社グループでは、立地条件、賃料、通行量、事業所の採算性などを勘案し新規出店を行っていく方針としております。しかしながら、当社グループの新規出店条件に合致する物件が見つからなかった場合や、人材確保等の遅れにより新規出店が遅延した場合には出店を見合わせることもあり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 大規模な自然災害について

当社グループでは、福岡県・山口県・沖縄県・広島県・熊本県・佐賀県・宮崎県に店舗を有しております。これらの地域が地震や津波、火災や水害などの被害を受けた場合は、従業員や建物、商品などに被害が及ぶ可能性があります。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 有利子負債について

当社グループでは、新規出店等に関する資金を金融機関からの借入などにより調達しておりますが、外部借入への依存度が2025年12月31日現在、負債純資産合計の77.8%と高くなっており、急激な金融情勢に変化がある場合や、計画通りに資金調達ができない場合には、新たに店舗をすることができなくなり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 法的規制等について

当社グループが取り扱う商品は「古物営業法」に定めた「古物」に該当します。出店に際しては、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を得ることが求められており（同法第5条）、当社の店舗や営業所は福岡県で営業許可を取得しております。古物営業法は盗品の売買を防止する目的で定められたものであり、当社では同法の趣旨に従い、同法に定められた手続きに則って適切に業務を遂行するため、古物営業法にかかる社内マニュアルの整備、社員教育等を実施し、古物台帳の管理の徹底等の施策を行っております。本書提出日において、虚偽申請や偽装による許可の取得・名義貸し・偽物と分かった上での買取・販売などの許可取消し事由は発生しておりませんが、万一同法に違反した場合には、営業許可の取消し、又は営業停止等の処分を受けることにより、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、当社が買取った商品が盗品又は遺失物であった場合は、同法20条に基づき、盗難又は遺失の時から1年以内であれば無償で被害者等への返還に応じなければならず、損失が発生することがあります。

さらに当社グループが規制を受けているその他の法律には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「宅地建物取引業法」、「特定商取引法」、「質屋営業法」及び「酒税法」等があります。

これらの各種法令等の改正に伴い、新たな対応コストが発生した場合には、当社グループに影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが取得している許認可は下記の通りであります。

許認可名称	許認可内容	所轄官庁	有効期限
古物商許可証	古物の販売	福岡県公安委員会	無期限
質屋許可証	質屋営業	福岡県公安委員会	無期限
一般廃棄物収集運搬業許可	一般廃棄物の収集・運搬	北九州市	2026年11月23日
産業廃棄物収集運搬許可	産業廃棄物の収集・運搬	福岡県	2029年6月19日
酒類販売業免許	酒類の販売	所轄税務署	無期限
宅地建物取引業免許	不動産業	国土交通大臣 福岡県	2028年12月12日

(7) ライフサポート事業について

当社グループ会社では、ライフサポート事業を営んでおりますが、様々な依頼の連絡を受けることが多くあります。依頼を受けるにあたって許認可や資格が必要な場合があり許認可や資格を持っていないのにも関わらず業務を受注した場合はコンプライアンスに反することやお客様にご迷惑をおかけすること、企業の信用力の失墜を招くなどのリスクがあります。これまで、許認可や資格が必要な事業を誤って受注した実績はございませんが、誤って受注してしまった場合には関係法令違反となり、業績への影響を及ぼす可能性があります。誤って当社グループにて保有していない許認可や資格が必要な業務を受注しないように、引き受けることが出来ない業務一覧表を確認し、対応できる外注委託先をまとめた一覧表を作成しております。また作業は訪問によって行うことが多くありますので、訪問先での事故や物品の損傷などが発生した場合、クレームにつながる恐れがあります。クレーム時の対応を誤れば評判が低下し、集客率も低下することで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 不動産事業について

当社グループでは、不動産賃貸料収入を得ていますが経済情勢が悪化した場合、賃貸料収入に予期せぬ影響を及ぼす可能性があります。国内景気が冷え込み、これを受けて不動産市況が悪化した場合またテナントや入居者の信用力の低下による賃料の支払の停滞、賃料の減額要求による賃料の値下げ、退去による空室率の上昇などによって不動産賃貸料収入が低下することで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報の保護について

当社グループでは、古物営業法等の規則により、商品を買取る際、顧客の情報などを入手し保持しております。また、ウェブサイトを通じて顧客や採用応募者の個人情報を取得することがあります。

これら個人情報の取扱いについては鍵付きの書庫に保管し、保管期限が過ぎたものについては処理業者に依頼し確実に処理するなど厳重に管理しております。また、データで保存している個人情報については、PC に暗証番号を設定し管理をすると同時に、従業員の個人情報については外部委託先のデータセンターに保管するなど、社内規程等の整備や従業員教育の実施により社内管理体制の強化を図り、個人情報の保護に努めていますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけではなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、事業に支障をきたし、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 感染症の流行

当社グループでは、感染症防止等の衛生管理を徹底しております。しかし、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症が流行した場合、政府による行動制限や従業員の欠勤による店舗の営業ができない事態が生ずる可能性があります。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 競合について

当社グループが属するリユース業界及びライフサポート業界は提供するサービスの質に左右させる傾向の強い業種であるため、当社グループの持つ採用力や人材育成のノウハウは短期間では構築することは難しいと考えます。しかしながら今後において、さらなる競合他社の事業拡大や新規参入等がある場合当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(12) 店舗施設の事故等

当社グループでは、現段階において業績に多大な影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかし、万が一店舗において重大な事故等が発生した場合、風評被害等による多数の顧客減少により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(13) 訴訟について

当社グループでは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、営業活動において訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(14) 固定資産の減損会計について

当社グループは、すでに固定資産の減損会計を適用しておりますが、今後当社グループが保有する固定資産を使用する事業所の業績が悪化し、回復が見込まれない場合や、固定資産の市場価格が著しく低下した場合には、当該固定資産について減損損失を計上することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(15) 特定人物への依存について

当社代表取締役社長である有富修は、当社グループの経営方針及び事業戦略の立案・遂行等、多岐にわたり当社グループにおいて重要な役割を果たしております。当社グループでは組織規模の拡大に応じた権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、今後何らかの理由により同氏が当社グループの経営執行を継続することが困難となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022 年 11 月 30 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後 3 年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本

号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止し場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、 非上場会社を子会社化する株式交付、 会社分割による非上場会社からの事業の承継、 非上場会社からの事業の譲受け、 会社分割による他の者への事業の承継、 他の者への事業の譲渡、 非上場会社との業務上の提携、 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、 その他非上場会社の吸収合併又はこれら から までと同等の効果をもたらすと認めら

れる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

< J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項 >

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株東京証券取引所に通知しなければならない。

(17) F-Adviser との契約について

当社グループは、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行なっております証券市場 Fukuoka PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当 F-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2024 年 9 月 11 日にフィリップ証券㈱との間で、担当 F-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 F-Adviser を確保できない場合、当社株式は Fukuoka PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< F-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は F-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面
 - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
 - 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
 - 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
 - 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
 - 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
 - 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
 - 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) Fukuoka PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（非上場会社を完全子会社とする株式交換、非上場会社を子会社化する株式交付、会社分割による非上場会社からの事業の承継、非上場会社からの事業の譲受け、会社分割による他の者への事業の承継、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、その他非上場会社の吸収合併又はこれらからまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は、有価証券報告書等につき、特定上場有価証券規程及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることとなった場合。

株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が Fukuoka PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)福岡証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて188,740千円増加し、1,467,594千円となりました。

これは主として、現金及び預金が28,615千円、棚卸資産が116,527千円増加したことによります。

(固定資産)

固定資産は、前連結会計年度末に比べて113,561千円増加し、430,812千円となりました。

これは主として、建物及び構築物が47,045千円、工具、器具及び備品が17,378千円、車両運搬具が5,907千円、土地が38,433千円増加したことによります。

(繰延資産)

繰延資産は、前連結会計年度末に比べて2,157千円減少し、4,589千円となりました。

これは、社債発行費が2,157千円減少したことによります。

以上の結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて300,114千円増加し、1,902,996千円となりました。

(流動負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて190,772千円増加し、653,791千円となりました。

これは主として、短期借入金が150,000千円、未払法人税等が19,326千円、預り金が5,175千円増加したことによります。

(固定負債)

固定負債は、前連結会計年度末に比べて46,859千円増加し、998,142千円となりました。

これは主として、長期借入金が71,660千円、資産除去債務が4,837千円増加したことによります。

以上の結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて237,632千円増加し、1,651,933千円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて62,511千円増加し、251,062千円となりました。

これは親会社株主に帰属する当期純利益62,511千円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度については、リユース事業及び不動産事業を中心に115,476千円の設備投資を実施いたしました。

リユース事業においては、店舗の新設などにより57,493千円の設備投資を実施いたしました。また、不動産事業においては、賃貸不動産の取得などにより47,034千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

(1) 発行者

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント名称	設備の内容	帳簿残高(千円)					従業員数 (名)
			建物及び構築物	車両運搬具	工具、器具及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
福岡県 エコプラス本店他 10店舗 (北九州市小倉北区他)	リユース事業	店舗	65,155	455	11,786	4,049 (76.92)	81,447	30 (25)
沖縄県 ハンズクラフト宜野湾他3 店舗 (沖縄県宜野湾市他)	リユース事業	店舗	17,447	0	3,037	- (-)	20,485	8 (12)
山口県 ハンズクラフト下関店 (山口県下関市)	リユース事業	店舗	1,630	-	-	- (-)	1,630	2 (2)

広島県 ハンズク ラフト安 佐北店 (広島市 安佐北 区)	リユース 事業	店舗	6,115	360	-	- (-)	6,476	2 (1)
熊本県 ハンズク ラフト熊 本けやき 通り店 (熊本市 南区)	リユース 事業	店舗	15,217	359	661	- (-)	16,237	2 (1)
佐賀県 ハンズク ラフト佐 賀駅前店 (佐賀県 佐賀市)	リユース 事業	店舗	14,766	-	2,303	- (-)	17,070	1 (1)
宮崎県 ハンズク ラフト宮 崎新名爪 店(宮崎 県宮崎 市)	リユース 事業	店舗	15,486	390	4,579	- (-)	20,456	3 (3)
福岡県 有富ビル 他 (北九州 市小倉北 区他)	不動産 事業	賃貸 不動産	14,214	-	-	118,837 (1,990.50)	133,052	12 (5)
本社他 (北九州 市小倉北 区他)	全社 (共通)	事務所 設備等	14,706	4,325	3,127	- (-)	22,159	

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、1年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 子会社

2025年12月31日現在

会社名 (所在地)	セグメン ト名称	設備の 内容	帳簿残高(千円)				従業員 数 (名)	
			建物及び構築物	車両運 搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)		合計
株式会社 ハンズラ イフサポ ート (北九州 市小倉北 区)	ライフサ ポート事 業	事務所 設備等	20,619	0	367	- (-)	20,987	3 (1)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、1年間の平均人員を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	連結会計年度末 現在発行数 (株) (2025年12月 31日)	公表日現在 発行数 (株) (2026年3 月30日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年3月27日 (注)	399,600	400,000	-	20,000	-	-

(注) 2024年3月27日開催の取締役会決議により、2024年3月27日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。

これにより株式数は399,600株増加し、400,000株となっております。

(6)【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	2	-	-	1	3	-
所有株式数(単元)	-	-	-	2,002	-	-	1,998	4,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	50.1	-	-	49.9	100	-

(7)【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社LCマネジメント	福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目17番20-1903号	200,000	50.00
有富 修	福岡県北九州市小倉北区	199,800	49.95
株式会社アンサーホールディングス	北九州市小倉北区浅野二丁目15番46号	200	0.05
計	-	400,000	100.00

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000	4,000	単元株式数 100株
単元未満株式			
発行済株式総数	400,000		
総株主の議決権		4,000	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、経営基盤の強化や財務安全性を優先する必要性により、現在配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題の一つとして捉えております。当社は、経営基盤の強化及び新たな事業展開のために内部留保を充実させ、財務体質の強化と必要な投資に充当することが株主の皆様に対する多くの安定的な利益還元の実現に繋がると考えております。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化、将来の事業展開のための資金等に充当して参ります。一定の内部留保を実現し、可能な限り近い将来において、株主への利益の配当を適正に実施する方針ではありますが、配当実施の時期、金額等については現時点で未定であります。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)		1,250	
最低(円)		1,250	

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market 及び福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market におけるものであります。

2. 当社株式は、2024年7月26日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場しております。それ以前については、該当事項はありません。また、第20期については、売買実績がありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)						
最低(円)						

(注) 2025年7月から2025年12月については、売買実績はありません。

5【役員の状況】

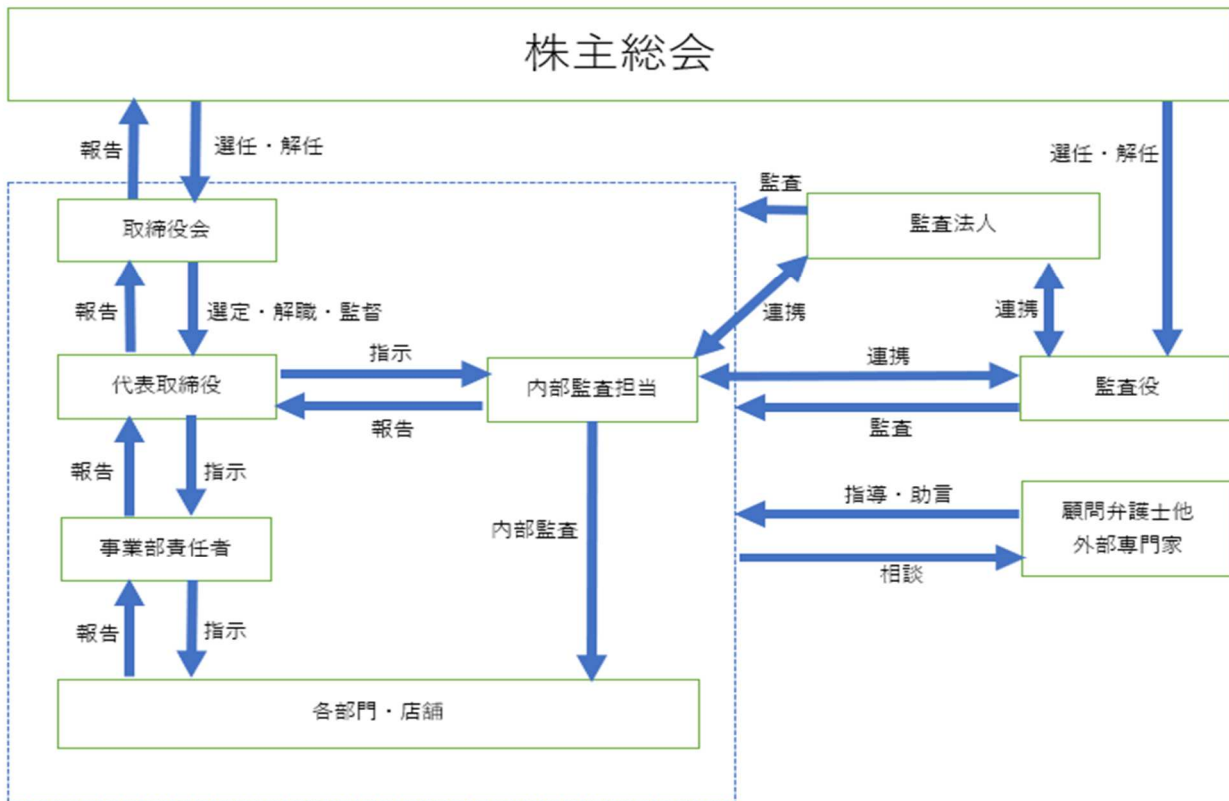
男性4名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	有富 修	1979年2月2日生	1997年4月 (有)野崎工業 入社 2001年8月 (株)ユニオンホームクリエイト 入社 2003年8月 ベンリー横代店起業(個人事業主) 2006年2月 (有)ライフクリエイト 設立 代表取締役 2009年2月 (株)ライフクリエイト社名変更 代表取締役社長(現任) 2019年3月 (株)ハンズライフサポート 取締役(現任)	(注)1	(注)3	399,800 (注)5
取締役	専務	富田 直人	1969年12月18日生	2001年4月 (株)ユニオンホームクリエイト 入社 2002年10月 (株)寿・医薬品入社 2003年8月 ベンリー横代店入社 2006年2月 (有)ライフクリエイト 入社 2012年1月 (株)ハンズライフサポート 設立 代表取締役(現任) 2016年2月 (株)ライフクリエイト社名変更 専務取締役(現任)	(注)1	(注)3	-
取締役	常務	許田 隆	1978年6月14日生	1999年11月 (株)ユニオンホームクリエイト 入社 2005年11月 (株)住マイルワン 入社 2006年2月 (有)ライフクリエイト 入社 2016年2月 (株)ライフクリエイト社名変更 常務取締役(現任)	(注)1	(注)3	-
監査役	-	阪本 志雄	1985年10月25日生	2016年12月 司法研修所 入所 2018年1月 ナリッジ共同法律事務所入所 2023年1月 城野法律事務所開設 代表弁護士 2023年2月 (株)ライフクリエイト 監査役(現任) 2024年4月 弁護士法人自由城野法律事務所 代表弁護士(現任)	(注)2	(注)3	-
計							399,800

- (注) 1 . 取締役の任期は、2025年12月期に係る臨時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 2 . 監査役の任期は、2023年12月期に係る臨時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 . 2025年12月期における役員報酬の総額は48,540千円を支給しております。
- 4 . 監査役阪本志雄氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。
- 5 . 有富修が持分を有するLCマネジメント株式会社が保有する当社株式数のうち、同氏持分の株式数を加えて記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】



コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役

当社は監査役設置会社制度を採用しており、監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は新開 智之氏、外山 雄一氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他5名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

内部監査及び監査役の状況

当社は、会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、被監査部門から独立した内部監査担当者1名を配置し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。また、監査役は 会社の機関の内容の 口.に記載のとおり監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しており、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。なお、内部監査担当、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報交換を行い、三様監査を実効性のあるものとしております。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

社外監査役の状況

当社の社外監査役は1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外監査役阪本志雄氏は、当社との間には人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役(社外取締役を除く)	44,790	44,790	-	-	3
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	3,750	3,750	-	-	2

(注) 1. 当社には、使用人兼務役員はおりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2024年3月27日開催の定時株主総会において年額80,000千円以内と決議されております。

3. 監査役の報酬限度額は、2024年3月27日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。

4. 当社は、役員の報酬等の決定方針については特に定めておりませんが、役員の報酬等につきましては、役位、在勤年数、業績評価、会社の業績等を総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。

取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております

取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

株式の保有状況

該当事項はありません。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	11,400	-
連結子会社	-	-
計	11,400	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人コスモスによる監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	634,956	663,572
売掛金	77,388	97,862
商品	535,889	652,416
前払費用	14,873	26,937
その他	16,604	27,865
貸倒引当金	858	1,059
流動資産合計	1,278,854	1,467,594
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	233,747	280,792
車両運搬具	18,107	24,015
工具、器具及び備品	29,069	46,448
土地	84,453	122,887
減価償却累計額	112,681	133,910
有形固定資産合計	252,697	340,233
無形固定資産		
ソフトウェア	2,452	3,401
無形固定資産合計	2,452	3,401
投資その他の資産		
保険積立金	1,231	16,013
敷金	38,493	43,626
長期前払費用	6,809	3,001
繰延税金資産	8,852	11,532
その他	6,714	13,003
投資その他の資産合計	62,100	87,177
固定資産合計	317,251	430,812
繰延資産		
社債発行費	6,746	4,589
繰延資産合計	6,746	4,589
資産合計	1,602,852	1,902,996

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,083	8,855
短期借入金	150,000	300,000
1年内償還予定の社債	30,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	177,306	201,234
未払金	34,772	27,388
未払費用	32,130	31,591
未払法人税等	5,302	24,629
未払消費税等	22,217	19,710
預り金	5,206	10,381
流動負債合計	463,018	653,791
固定負債		
社債	310,000	280,000
長期借入金	597,697	669,357
繰延税金負債	5,221	5,584
資産除去債務	35,813	40,651
その他	2,550	2,550
固定負債合計	951,282	998,142
負債合計	1,414,300	1,651,933
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金	168,551	231,062
株主資本合計	188,551	251,062
純資産合計	188,551	251,062
負債純資産合計	1,602,852	1,902,996

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 2,026,271	1 2,409,489
売上原価	2 1,248,456	2 1,395,514
売上総利益	777,814	1,013,974
販売費及び一般管理費	3 764,829	3 910,210
営業利益	12,985	103,764
営業外収益		
保険解約返戻金	29,437	-
助成金収入	-	5,270
その他	2,961	4,412
営業外収益合計	32,399	9,682
営業外費用		
支払利息	9,586	15,966
社債発行費償却	1,190	2,157
その他	180	1,473
営業外費用合計	10,956	19,597
経常利益	34,428	93,849
特別利益		
国庫補助金	20,000	-
特別利益合計	20,000	-
特別損失		
盗難損失	-	4,008
特別損失合計	-	4,008
税金等調整前当期純利益	54,428	89,840
法人税、住民税及び事業税	9,802	29,645
法人税等調整額	682	2,317
法人税等合計	9,120	27,328
当期純利益	45,307	62,511
親会社株主に帰属する当期純利益	45,307	62,511

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	45,307	62,511
包括利益	45,307	62,511
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	45,307	62,511

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	20,000	123,243	143,243	143,243
当期変動額				
親会社株主に帰属 する当期純利益		45,307	45,307	45,307
当期変動額合計	-	45,307	45,307	45,307
当期末残高	20,000	168,551	188,551	188,551

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	20,000	168,551	188,551	188,551
当期変動額				
親会社株主に帰属 する当期純利益		62,511	62,511	62,511
当期変動額合計	-	62,511	62,511	62,511
当期末残高	20,000	231,062	251,062	251,062

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	54,428	89,840
減価償却費	19,274	27,139
保険解約返戻金	29,437	-
国庫補助金	20,000	-
助成金収入	-	5,270
支払利息	9,586	15,966
売上債権の増減額（ は増加）	3,106	20,473
棚卸資産の増減額（ は増加）	71,026	116,527
仕入債務の増減額（ は減少）	854	2,772
未払又は未収消費税等の増減額	46,936	2,506
長期前払費用の増減額（ は増加）	2,261	3,807
その他	16,038	31,002
小計	21,287	36,253
利息の支払額	9,586	16,133
助成金の受取額	-	5,270
法人税等の支払額	19,173	3,019
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,472	50,137
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,500	6,502
有形固定資産の取得による支出	56,338	108,087
無形固定資産の取得による支出	2,352	2,700
国庫補助金の受取額	20,000	-
保険積立金の解約による収入	76,149	-
保険積立金の積立による支出	-	14,781
敷金及び保証金の差入による支出	7,494	5,132
その他	1,180	369
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,284	136,834
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	50,000	150,000
長期借入れによる収入	230,000	300,000
長期借入金の返済による支出	177,320	204,412
社債の発行による収入	342,062	-
社債の償還による支出	10,000	30,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	334,742	215,588
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	353,554	28,615
現金及び現金同等物の期首残高	281,402	634,956
現金及び現金同等物の期末残高	634,956	663,572

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社ハンズライフサポート

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しています。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

車両運搬具 2～4年

工具、器具及び備品 3～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

リユース事業

リユース事業においては、店舗における顧客への商品引き渡し時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引き渡し時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

ライフサポート事業

ライフサポート事業においては、遺品整理・生前整理・引っ越し作業等のサービスを提供しており、その主な履行義務の内容は、役務の提供を行うことであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、当該役務の提供時点であると判断し、同時点で収益を認識しております。

不動産事業

不動産事業における収益は、主として不動産賃貸収入であり、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日 企業会計基準委員会)に従い、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 前連結会計年度及び当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
商品	535,889	652,416

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、商品の評価について、正味売却価額が取得価額を下回る場合には、取得原価を正味売却価額まで減額しております。加えて、滞留による収益性の低下の事実を反映するために、仕入年度から一定の期間を超える商品を滞留在庫として帳簿価額を切り下げしております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

滞留による収益性の低下の判断においては、直近の販売実績や今後の需要予測に照らした販売可能性、および滞留在庫の判定に用いた一定の期間を主要な仮定としています。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の販売実績が見積りと異なった場合、帳簿価額の切り下げに伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損会計

(1) 前連結会計年度及び当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	252,697	340,233
無形固定資産	2,452	3,401

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗等を基本単位として、また遊休資産については物件単位ごとにグルーピングを行っております。各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合や、時価の大幅な下落、店舗閉鎖の意思決定等により回収可能価額が著しく低下したと判断された場合は減損の兆候を認識しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候に該当する資産グループについては、事業計画に基づいた将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が資産グループの帳簿価額を下回る場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。将来キャッシュ・フロー

の見積りにおける主要な仮定は、各資産グループの将来キャッシュ・フローの基礎となる売上成長率と粗利益率等であり、市場動向や過去の実績等を勘案して算定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りについては、経済状況や当社グループを取り巻く市場環境の変化により主要な仮定へ影響を与える可能性があり、不確実性を伴うものであり、経済状況や当社グループを取り巻く市場環境の変化により主要な仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計期間より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた22,217千円は、「未払消費税等」として組み替えております。

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「繰延税金負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計期間より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に表示していた5,221千円は、「繰延税金負債」として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(連結貸借対照表関係)

担保に供されている資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
建物及び構築物	5,325千円	4,737千円
土地	51,654千円	51,654千円
計	56,980千円	56,392千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	4,992千円	4,992千円
長期借入金	25,456千円	20,464千円
計	30,448千円	25,456千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 商品期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
売上原価	12,839千円	8,943千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
給与手当	209,681千円	265,871千円
地代家賃	100,062千円	119,128千円
支払手数料	91,048千円	118,088千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2024年1月1日至2024年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	400	399,600		400,000
合計	400	399,600		400,000

(注)2024年3月27日開催の取締役会決議により、2024年3月27日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は399,600株増加し、400,000株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項
該当事項はありません。
3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	400,000			400,000
合計	400,000			400,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項
該当事項はありません。
3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高は、連結貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しております。

（リース取引関係）

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にもモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については金融機関毎の借入金利一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払費用」は、現金であること、及びその他は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	38,493	34,466	4,026
資産計	38,493	34,466	4,026
社債（1年内償還予定を含む）	340,000	337,629	2,370
長期借入金（1年内返済予定を含む）	775,003	772,803	2,199
負債計	1,115,003	1,110,433	4,569

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	43,626	35,557	8,068
資産計	43,626	35,557	8,068
社債（1年内償還予定を含む）	310,000	304,138	5,861
長期借入金（1年内返済予定を含む）	870,591	867,976	2,614
負債計	1,180,591	1,172,114	8,476

(注) 1. 市場価格のない株式等は含んでおりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計期間 (2025年12月31日)
非上場株式	-	566

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	634,956	-	-	-
売掛金	77,388	-	-	-
敷金	-	-	-	38,493
合計	712,344	-	-	38,493

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	663,572	-	-	-
売掛金	97,862	-	-	-
敷金	-	-	-	43,626
合計	761,434	-	-	43,626

(注) 3. 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債（1年内償還予定を含む）	30,000	310,000	-	-
長期借入金（1年内返済予定を含む）	177,306	541,419	56,278	-

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債（1年内償還予定を含む）	30,000	280,000	-	-
長期借入金（1年内返済予定を含む）	201,234	620,179	49,178	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
敷金	-	34,466	-	34,466
資産計	-	34,466	-	34,466
社債 （1年内償還予定 の社債を含む）	-	337,629	-	337,629
長期借入金 （1年内返済予定 の長期借入金を含 む）	-	772,803	-	772,803
負債計	-	1,110,433	-	1,110,433

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	35,557	-	35,557
資産計	-	35,557	-	35,557
社債 （1年内償還予定 の社債を含む）		304,138		304,138
長期借入金 （1年内返済予定 の長期借入金を含 む）	-	867,976	-	867,976
負債計	-	1,172,114	-	1,172,114

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により査定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

非上場株式等（連結貸借貸借対照表計上額 566 千円）については、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
商品	4,393千円	3,060千円
資産除去債務	12,255	13,871
その他	886	3,500
繰延税金資産合計	17,535	20,433
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	7,516	8,633
圧縮積立金	5,848	5,688
その他	539	163
繰延税金負債合計	13,904	14,485
繰延税金資産の純額	3,630	5,947

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

(単位：%)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	34.22%	34.22%
住民税均等割	3.35	2.70
税額控除	2.10	4.74
中小法人軽減税率	2.90	1.46
過年度修正	15.20	-
その他	0.61	0.31
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.76	30.42

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年12月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実行税率を34.22%から35.06%に変更し計算しております。なお、変更後の法定実行税率を当連結会計年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

各店舗の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から12年と見積り、割引率は0.038%~1.931%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
期首残高	31,587千円	35,813千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,103	4,688
時の経過による調整額	123	148
期末残高	35,813	40,651

(賃貸等不動産関係)

当社では、福岡県において、賃貸用のテナントビル及び賃貸住宅等を有しております。前連結会計年度における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は7,403千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は7,842千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結対象表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	87,393	86,447
期中増減額	946	45,908
期末残高	86,447	132,356
期末時価	107,978	167,063

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の減少額は減価償却であります。当連結会計年度の増加額は住居の取得(47,034千円)であり、減少額は減価償却であります。

3. 期末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものも含む)であります。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年 1月 1日 至 2024年 12月 31日)

(単位：千円)

区分	報告セグメント			合計
	リユース 事業	ライフサポート 事業	不動産 事業	
顧客との契約から生じる収益	1,966,980	46,738	-	2,013,718
その他の収益(注)	-	-	12,552	12,552
外部顧客への売上高	1,966,980	46,738	12,552	2,026,271

(注)「その他の収益」は「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入であります。

当連結会計年度(自 2025年 1月 1日 至 2025年 12月 31日)

(単位：千円)

区分	報告セグメント			合計
	リユース 事業	ライフサポート 事業	不動産 事業	
顧客との契約から生じる収益	2,337,430	59,793	-	2,397,223
その他の収益(注)	-	-	12,265	12,265

外部顧客への売上高	2,337,430	59,793	12,265	2,409,489
-----------	-----------	--------	--------	-----------

(注)「その他の収益」は「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入であります。

- 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。
- 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の残高は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	74,282	77,388
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	77,388	97,862

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「リユース事業」、「ライフサポート事業」及び「不動産事業」の3つの事業を報告セグメントとしております。

「リユース事業」は、中古工具の買取販売及びブランド・貴金属の買取販売を行っております。

「ライフサポート事業」は、遺品整理・生前整理などの片づけサービス、引っ越しや掃除など多様なサービスの提供を行っております。

「不動産事業」は、店舗・住居等の不動産を貸して家賃収入を得ております。今後は不動産売買等も行う予定です。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースでの数値です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	リユース事 業	ライフサポ ート 事業	不動産 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,966,980	46,738	12,552	2,026,271	-	2,026,271
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,966,980	46,738	12,552	2,026,271	-	2,026,271
セグメント利益	273,040	8,243	7,403	288,687	275,702	12,985
セグメント資産	791,981	9,323	86,513	887,817	715,034	1,602,852
その他の項目						
減価償却費	13,349	1,556	1,126	16,033	3,241	19,274
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	52,467	1,094	-	53,561	4,264	57,825

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 275,702 千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額 715,034 千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に現金及び預金、本社管理部門にかかる有形固定資産等であります。

減価償却費の調整額 3,241 千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産に係る減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 4,264 千円は、各報告セグメントに配分していない全社に係るものであります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整しております。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	リユース事業	ライフサポート事業	不動産事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,337,430	59,793	12,265	2,409,489	-	2,409,489
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,337,430	59,793	12,265	2,409,489	-	2,409,489
セグメント利益	383,257	9,783	7,842	400,883	297,119	103,764
セグメント資産	1,044,716	66,207	124,520	1,235,445	667,550	1,902,996
その他の項目						
減価償却費	19,332	1,016	1,125	21,474	5,665	27,139
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	57,493	-	47,034	104,527	10,948	115,476

(注) 1 . 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 297,119 千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額 667,550 千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に現金及び預金、本社管理部門にかかる有形固定資産等であります。

減価償却費の調整額 5,665 千円は、各報告セグメントに配分しない全社資産に係る減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 10,948 千円は、各報告セグメントに配分していない全社に係るものであります。

2 . セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	有富修	-	-	当社代表取締役社長	（被所有）直接100.0	被債務保証	地代家賃に対する債務保証（注1）	66,124	-	-

注）1. 店舗の地代家賃について、債務保証を受けております。取引金額は当期に支払った地代家賃の金額であります。また、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	有富修	-	-	当社代表取締役社長	（被所有）直接100.0	被債務保証	地代家賃に対する債務保証（注1）	60,124	-	-

注）1. 店舗の地代家賃について、債務保証を受けております。取引金額は当期に支払った地代家賃の金額であります。また、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。

（1株当たり情報）

前連結会計年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）		当連結会計年度 （自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）	
1株当たり純資産額	471円38銭	1株当たり純資産額	627円66銭
1株当たり当期純利益	113円27銭	1株当たり当期純利益	156円28銭

（注）1. 当社は、2024年3月27日開催の取締役会の決議に基づき、2024年3月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

（注）2. 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	当連結会計年度 （自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	45,307	62,511

普通株主に帰属しない金額(千円)		-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	45,307	62,511
期中平均株式数(株)	400,000	400,000

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)ライフクリエイト	第1回無担保社債	2024年5月29日	90,000 (20,000)	70,000 (20,000)	0.95	無	2029年5月29日
(株)ライフクリエイト	第1回無担保社債	2024年6月12日	100,000	100,000	0.73	無	2027年6月11日
(株)ライフクリエイト	第1回無担保社債	2024年6月26日	50,000	50,000	1.10	無	2027年6月26日
(株)ライフクリエイト	第4回無担保社債	2024年7月25日	50,000 (10,000)	40,000 (10,000)	0.97	無	2029年7月25日
(株)ライフクリエイト	第5回無担保社債	2024年8月25日	50,000	40,000	当初0.58% 6カ月以降 Tibor+0.20%	無	2027年8月25日
合計			340,000 (30,000)	310,000 (30,000)			

(注) 1.()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
30,000	230,000	30,000	20,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	150,000	300,000	1.21	
1年以内に返済予定 の長期借入金	177,306	201,234	1.34	
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く)	597,697	669,357	1.36	2026年~2033年
合計	925,003	1,170,591		

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	339,897	121,260	96,660	62,362

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第 15 条の 23 に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年6月末日 毎年12月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注1)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所(注1)	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://lifecreate-kc.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません

独立監査人の監査報告書

2026年3月30日

株式会社ライフクリエイト
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 外山 雄一

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライフクリエイトの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライフクリエイト及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年3月30日

株式会社ライフクリエイト
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 外山 雄一

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライフクリエイトの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライフクリエイト及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切

であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上